

パブリックコメント手続きの実施結果について

- ・ 案件名 伊東市国土強靱化地域計画（案）
- ・ 実施期間 令和3年2月6日（土）から令和3年3月7日（日）まで
- ・ 担当課 危機対策課
- ・ 意見提出数 1人・1件

「伊東市国土強靱化地域計画（案）」に対していただいたご意見と市の考え方

No.	意見内容	市の考え方
1	<p>福祉避難所について・・・台風に備えて、一日だけ開設する避難場所で福祉避難所を開設する必要があるかどうかの判断は難しいところではありますが、被災して、在宅避難が困難な場合には福祉避難所への避難が必要な方が速やかに避難できるような体制づくりをお願い致します。</p> <p>福祉避難所の確保・運営ガイドライン平成28年4月内閣府（防災担当）において、</p> <p>①第1章第1項には「福祉避難所の対象となる者の概数を把握する。」と明記されていて、実施にあたってのポイント・留意点では「福祉避難所の対象は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とし、その家族まで含めて差し支えない。」と記載されています。</p>	<p>ご指摘のことにつきまして、内閣府の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを参考に、関係部署と情報共有しながら要配慮者等が円滑に避難できるよう、福祉避難所の充実を図ってまいります。</p>

しかし、伊東市において、福祉避難所避難可能人数は108人となっていますが、6万7千人いる市民のうちで、対象となる当事者及び当事者家族が、108人分で足りるのか疑問に思っています。

たまたま訪れていた観光客の中にも特別な配慮を必要とする人がいるかもしれないので、人数にはゆとりを持たせた方がいいようにも思います。

今のうちから、概数を把握し、これを最大規模の対象数として捉え、その人数の避難を可能とすることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定・整備をお願いしたいと思います。

②第2項には「市町村は、災害時において、福祉避難所の対象となる者を速やかに福祉避難所に避難させることができるよう、平時から対象者の現況等を把握することが望ましい」とも明記されています。

特別な配慮を必要とする方やそのご家族の皆さんは災害がおきた時、自分たちは一般の避難所に避難するのか、福祉避難所に避難するのか、で考え込んだりしないよう、災害がおきていない今のうちから、予め、行政と対象となるご家族とで話し合っておくことが大切だと思います。

③一昨年の台風19号で、ある障害児を抱えたご家族は自宅が浸水しそうだったので、近くの避難所に避難しようとした

ところ、「こんなところにバギーで来られたら困る」と言って、避難所に入れてもらえなかった例がありました。

悲しい一例ですが、実際、災害でパニックになってしまうと、誰もが心に余裕がなくなってしまい、弱者である人たちが排除されてしまう話を耳にします。

伊東市では台風に備えて、一日だけ開設する避難場所の運営を市で行わっているため、こうした排除はおこり得ないとは思いますが、自主防災が運営するようになった場合は、弱者である人たちが排除されることのないような仕組みづくりが大切だと思います。